

令和 5 年度 第 1 回  
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 4 月 25 日(火) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 40 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 11 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—		
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出		
	3	西本 繁夫	欠	10	尾崎 春夫	出		
	欠席委員 2 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出	
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出	
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出	
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	11	田中 定嘉		12	山田 聡			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		埜下 浩孝		推進委員		田中 均	
	推進委員		下田 健二		推進委員		岡原 智恵子	
	事務局長		松本 仁志		課長補佐		尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

## 令和 5 年度第 1 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和 5 年度愛南町農業委員会第 1 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 13 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 11 番、田中 定嘉委員と 12 番、山田 聡委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番、御荘平城の 7 筆、地目・面積は田・2,335 m<sup>2</sup>、畑・617 m<sup>2</sup>、計 2,952 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0aでございます。</p> <p>受付番号 2 番、御荘平城、地目・面積は田・407 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aでございます。</p> <p>受付番号 3 番、御荘和口の 3 筆、地目・面積は畑・421 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 196.6aでございます。</p> <p>受付番号 4 番、御荘長月、地目・面積は畑・115 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aでございます。</p> <p>受付番号 5 番、緑乙、地目・面積は田・330 m<sup>2</sup>で 3 条交換移転でございます。経営面積は 35.6aでございます。</p> <p>受付番号 6 番、緑乙、地目・面積は田・189 m<sup>2</sup>で 3 条交換移転でございます。経営面積は 2.7aでございます。</p> <p>受付番号 7 番、緑乙の 2 筆、地目・面積は畑・1,530 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 13.2aでございます。</p> <p>以上 7 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適</p>

	<p>化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番お願い致します。</p>
委員	<p>二人の関係は、おじとおいの関係です。場所は、平城地区に点在しております。自宅近くの2筆は、小さいですが畑としては使っていませんが、荒れてはいません。樹木が植わっていました。一番北にある筆は、道からかなり奥に入ったところですが、以前闘牛場があったあたりに2筆ありますが、畑として再生可能な農地です。残り2筆は、僧都川沿いの南側で河口付近です。現在稲作で耕作されております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。2番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、僧都川の北側の土手沿いです。譲渡人は松山市在住で、こちらに帰ってこないということです。譲受人が、宅地を購入する予定で、この農地も含めて購入することになったようです。登記簿は田ですが、現況は畑として使っていて、今はビワや柿の樹木が植わっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。3番お願い致します。
委員	場所は、旧給食センターから400mくらい奥に入った地区です。譲渡人は30年ほど前から県外に出られています。去年の10月に帰ってこられたときに、今後の管理をどうされるのかという話をすると、売りたいということでした。譲受人が、以前から、この農地を借りて畑として作っておられたので、話をして購入するということになりました。譲受人はミカンも作って、奥さんも畑をされていて、問題はないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。4番お願い致します。
委員	場所は、長月にある神社の道を挟んで向かいの川沿いです。譲渡人はかなりの高齢で土地の管理もなかなかできない状態です。申請地の近くの譲受人が管理をしたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。5番は、地元委員さんが欠席ですので、事務局からお願い致します。

事務局	<p>5番と6番を併せて説明します。交換移転です。県道沿いの5番の譲受人の土地と、同じ5番の譲受人の自宅近くの譲渡人の土地の交換です。譲受人が以前から交換を希望していたと聞いております。面積的には、約3畝と2畝と、あまり大きくはありません。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。7番も、地元委員さんが欠席ですので、事務局からお願い致します。</p>
事務局	<p>場所は、山のほうになります。二人の関係は、親戚とのことです。荒廃農地ではありますが、復旧して柑橘栽培をするそうです。この土地を含め、地目は山林ですが、周りの土地一帯を取得するものです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきます。</p>

	<p>すようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、広見、地目・面積は畑・497 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>昔養鶏場があった場所で、10 年ほど前に老朽化したために壊して、あとそのままの状態です。使われていませんでした。3 年ほど前に廃業されて、もう使われなと思います。両隣に家もありますが、宅地として問題ないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、御荘菊川に 2 筆、御荘平城に 1 筆です。地目・面積は、畑・8,615 m<sup>2</sup>でございます。場所は、菊川が、国道 56 号線を平城方面から進み、神社のところを左に入り約 400m 行った所の左の山です。非常に陰しい道を約</p>

	<p>600m進んだあたりとなります。平城のほうは、御荘霊園の下の駐車場付近です。</p> <p>対象地の調査年月日は令和4年9月14日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>見に行ったのですが、荒れて山になっている。</p>
委員	<p>何に使うの？</p>
事務局	<p>愛南におられるお母さんが来られて話を聞きました。税金の関係ということで、何に使うというのは考えていないということでした。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番は再設定で、柏、地目・面積は田・969㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は1年でございます。</p> <p>受付番号2番は再設定で、御荘平城の1筆、城辺甲の5筆、地目・面積は</p>

田・5,164 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号3番は再設定で、城辺甲の2筆、地目・面積は田・1,767 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は1年でございます。

受付番号4番は再設定で、御荘長月の3筆、地目・面積は田・7,267 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は2年でございます。

受付番号5番は再設定で、緑甲、地目・面積は田・1,829 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号6番は再設定で、増田の2筆、地目・面積は田・1,931 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は10年でございます。

受付番号7番は再設定で、増田の3筆、地目・面積は田・3,115 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は10年でございます。

受付番号8番は再設定で、中川、地目・面積は田・641 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号9番は新規で、御荘長月、地目・面積は田・1,745 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は5年でございます。

受付番号10番は新規で、増田の3筆、地目・面積は田・2,432 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は7年でございます。

受付番号11番は新規で、御荘長洲、地目・面積は田・929 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は2年6か月でございます。

受付番号12番は新規で、緑乙の2筆、地目・面積は田・4,035 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号13番は新規で、緑乙の7筆、地目・面積は田・6,209 m<sup>2</sup>、畑・9,436 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号14番は新規で、上大道、地目・面積は田・818 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号15番は新規で、広見、地目・面積は田・5,872 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は5年でございます。

受付番号16番は新規で、御荘平山の4筆、地目・面積は畑・6,149 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は1年でございます。

以上16件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、6番と7番は太田委員が議案関係者です。退室をお願い致します。

	(太田委員 退室)
議長(会長)	6 番 7 番をご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
	(太田委員 入室)
議長(会長)	その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 田中 定嘉

議事録署名人 小、田 聡